

市立甲府病院 DPC・受付請求関連業務委託に関する  
プレゼンテーション実施要領

市立甲府病院

令和6年7月

## 目次

1. 主旨.....	3
2. プレゼンテーションの目的 .....	3
3. プレゼンテーションの実施 .....	3
(1) 実施日程.....	3
(2) 実施場所.....	3
(3) 事業者控え室 .....	3
(4) 来院時の受付.....	3
(5) プレゼンテーション時間.....	3
(6) プレゼンターについて.....	3
(7) プレゼンテーション参加者 .....	4
(8) プレゼンテーションを行う事業者の順序.....	4
4. プレゼンテーション内容 .....	4
5. プレゼンテーションの議事録 .....	4

## 1. 主旨

本書は、「市立甲府病院 DPC・受付関連業務委託」（以下、「本業務委託」という。）に関し、優先交渉権者を選考する方法のうち、プレゼンテーションについて提示するものである。

## 2. プレゼンテーションの目的

本業務委託について、企画提案書を提出した事業者よりプレゼンテーションを受け、選考委員及び評価委員が各事業者の技術点（企画提案書）の評価を実施する。

## 3. プレゼンテーションの実施

### (1) 実施日程（予定）

令和6年10月2日（水）午後4時00分より開始予定とする。

尚、各事業者の集合時間等の詳細は、プレゼンテーション開始の1週間前までに、それぞれの事業者に対して個別に別途連絡をする。

### (2) 実施場所

市立甲府病院第一会議室（当院1階になります）をプレゼンテーション会場とする。

### (3) 事業者控え室

市立甲府病院第五会議室（当院1階になります）を控室とする。各事業者別に定められた集合時間よりも10分前に受付を済まし、控え室にて待機すること。

### (4) 来院時の受付

プレゼンテーションに参加する事業者は、来院の際に以下に電話連絡を行い、受付を済ませること。

プレゼンテーション受付連絡先

電話：055-244-1111（代表）

市立甲府病院事務局 経営企画課 内池（内線2014）（当院2階になります）

### (5) プレゼンテーション時間

両業務委託に共通し、プレゼンテーションは15分、質疑応答は25分とする。

制限時間内でプレゼンテーションを行うため、プレゼンテーションを実施する内容、企画提案書の項目については、「4. プレゼンテーション内容」に記載のとおりとする。

### (6) プレゼンターについて

本業務委託のプレゼンテーションの発表者（プレゼンター）は、本業務委託に直接関連する者が実施すること。プレゼンターは、企画提案書の体制図に記載された人物であること。

直接関連する者とは、毎月開催される定例会に常時参加する者等を指す。

## (7) プレゼンテーション参加者

本業務委託のプレゼンテーションに参加できる人数は、プレゼンターを含めて5名までとする。

5名は本業務に直接関連する者とする。

## (8) プレゼンテーションを行う事業者の順序

プレゼンテーションの実施順序は、企画提案書を提出し、当院に受理された順番とする。

## 4. プレゼンテーション内容

プレゼンテーションの時間には限りがあるため、以下の項目を主体としたプレゼンテーションを実施すること。

企画提案書の記載項目の内、以下の項目の説明を主体としたプレゼンテーションを実施すること。

項目 (大項目)	項目 (中項目)
1. 業務に関する理解	—
2. 業務実施・管理体制	2-3. 受託業務の実施体制 (人員配置)
4. 当院の経営・運営への積極的な提案	4-1. 診療報酬請求、業務改善
	4-2. 施設基準、上位加算の取得
5. 受託業務に関連する事項 (1)	5-2. 適切な DPC コーディングを行うための取組

## 5. プレゼンテーションの議事録

プレゼンテーションにおける発言内容、及び質問に対する回答については、本業務委託において実施義務を伴うことに留意すること。従って、優先交渉権者として選考された場合には、提案書に記載のない内容の発言や、当院からの質問に対する回答についてプレゼンテーション議事録として作成し、優先交渉権者の通知を受け取ってから 1 週間以内に、当院に速やかに提出すること。またプレゼンテーション及び質疑応答の際のボイスレコーダー等の利用は認めるものとする。

以 上